



平成 18 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株式会社学習研究社
代表者名 代表取締役社長 遠藤洋一郎
コード番号 9470・東証第 1 部
問い合わせ先 取締役経理部担当 中森 知
T E L 03-3726-8111

定款一部変更についてのお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 22 日に開催された当社取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日に開催する予定である当社第 60 回定期株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

1. 変更の理由

- (1) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに合わせ、第 4 条に会社の各機関を設置する旨および第 7 条に株券を発行する旨を明記するものであります。
- (2) 「会社法」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、変更案第 5 条(公告方法)、第 6 条(発行可能株式総数)、第 8 条(自己の株式の取得)、第 9 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)、第 11 条(株主名簿管理人)、第 12 条(株式取扱規則)、第 14 条(基準日)、第 16 条(開催場所)、第 18 条(決議の方法)、第 19 条(議決権の代理行使)、第 23 条(選任の方法)、第 24 条(任期)、第 25 条(代表取締役及び役付取締役)、第 30 条(報酬)、第 33 条(選任の方法)、第 34 条(任期)、第 37 条(常勤監査役)、第 39 条(報酬)、第 41 条(事業年度)、第 42 条(剰余金の配当の基準日)、第 43 条(中間配当)、第 44 条(除斥期間)において引用する法令の根拠条文および用語の加除修正等、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことにより定款に定める上で可能となる事項等に関し、以下の規定の新設を行うものであります。
- ① 単元未満株主の管理の効率化を図りうるよう、単元未満株式について認められる権利を限定するために、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利)を新設するものであります。

- ② 会社法施行規則第 94 条に定められた簡易な手続をとりうるよう、株主総会参考書類等をインターネットで開示することによる提供を可能とするために、変更案第 17 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ③ 取締役会の機動的な運営を図りうるよう、全取締役の同意があり、全監査役にも異議がない場合に限り、現に会議を開催しないで取締役会の決議を可能とするために、変更案第 28 条（決議の方法）に第 2 項を新設するものであります。
- ④ 社外監査役との間で責任限定契約の締結が認められたことから、社外監査役がその期待される役割を十分發揮しうるよう、社外監査役との責任限定契約を可能とするために、変更案第 41 条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。
- (4) 上記変更等の他、現行定款全般にわたり、若干の表現の変更、字句の修正、構成の整理および条文の新設に伴う必要な条数の変更等を行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の<u>営業</u>の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 図書、雑誌、教科書その他印刷物の開発、製作及び販売</p> <p>(2) 映画、スライド、レコード、ビデオソフトウェアの開発、製作及び販売</p> <p>(3) 教材、教具、学用品、教育機器の開発、製作及び販売</p> <p>(4) 玩具、娯楽用具、楽器、文具、紙製品の開発、製作及び販売</p> <p>(5) 家具、室内装飾品、卓上装飾品、装身具、衣料品、手芸品、日用雑貨、食品の開発、製作及び販売</p> <p>(6) 運動具、健康増進機器、スポーツ・レジャー用品並びに各種娯楽遊戯装置の開発、製作及び販売</p> <p>(7) 光学機器、音響機器、事務機器、理化学機器、計量器、家庭用電気機器の開発、製作及び販売</p> <p>(8) 通信機器、電子精密機器、電子計算機及びその端末機器並びにこれらに関する各種システム及びソフトウェアの開発、製作及び販売</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当会社の<u>事業</u>の目的は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p> <p>(7) (現行どおり)</p> <p>(8) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(9) 医薬品、医薬用外毒物劇物、医薬部外品、化粧品、医療用具並びにこれらの原料の開発、製造及び販売	(9) (現行どおり)
(10) 通信教育、模擬試験の実施並びに学習塾その他各種教室の開設指導、援助及びこれらの経営	(10) (現行どおり)
(11) 教育、芸術、スポーツその他の文化事業、催事の企画、制作及び実施	(11) (現行どおり)
(12) 都市計画、地方計画、環境計画等に関する調査、企画、立案、設計、監理及び助言並びにこれらの請負及び受託	(12) (現行どおり)
(13) 土木建築等建設工事の設計、監理、施工及びその請負並びにこれら建設関係のコンサルタント業務	(13) (現行どおり)
(14) 動植物の飼育栽培並びにその生産物の加工及び販売	(14) (現行どおり)
(15) 土地の造成並びに不動産の売買、貸借、管理及び仲介	(15) (現行どおり)
(16) 自動車運送取扱事業及び旅行業	(16) (現行どおり)
(17) 損害保険代理業	(17) (現行どおり)
(18) 職業の紹介、斡旋の事業	(18) (現行どおり)
(19) 生命保険の募集に関する業務	(19) (現行どおり)
(20) 介護保険に関する介護サービス事業並びに高齢者福祉施設及び障害者施設に関する設計、設立企画、運営又はこれらのコンサルタント業務	(20) (現行どおり)
(21) 幼稚園、保育所及び託児所の経営、運営並びにこれらの施設に関する設計、設立企画又はこれらのコンサルタント業務	(21) 保育所及び託児所の経営、運営並びにこれらの施設及び <u>幼稚園</u> に関する設計、設立企画又はこれらのコンサルタント業務
(22) 労働者派遣業	(22) (現行どおり)
(23) 第1号から第9号に掲げる物品の輸出入	(23) (現行どおり)
(24) 福祉サービス第三者評価事業及び当該実施機関を紹介する業務	(24) (現行どおり)
(25) ゴルフ場予約代行業務並びにゴルフ会員権の募集及び売買	(25) (現行どおり)
(26) 広告、宣伝に関する企画及び制作	(26) (現行どおり)
(27) 介護保険関連事業に関する什器、備品、自動車等の賃貸借業務	(27) (現行どおり)
(28) 前各号に附帯し又は関連する一切の事業	(28) (現行どおり)
(新設)	(機 関) <u>第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u> (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) <u>第4条</u> 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) <u>第5条</u> 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
(株式の総数) <u>第5条</u> 当会社の発行する株式の総数は、399,164,000株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は、399,164,000株とする。
(新設)	(株券の発行) <u>第7条</u> 当会社は、株式に係る株券を発行する。
(自己株式の取得) <u>第6条</u> 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	(自己の株式の取得) <u>第8条</u> 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行) <u>第7条</u> 当会社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 2 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）にかかる株券を発行しない。	(単元株式数及び単元未満株券の不発行) <u>第9条</u> 当会社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当会社は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。
(新設)	(単元未満株式についての権利) <u>第10条</u> 当会社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
(名義書換代理人) <u>第8条</u> 当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議により選定し、公告する。	(株主名簿管理人) <u>第11条</u> 当会社は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第9条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、株主名簿・株券喪失登録簿への記載又は記録、単元未満株式の買取りその他株式の取扱に関する事項については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>（基準日）</p> <p>第10条 当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又は登録質権者とする。</p> <p>（招 集）</p> <p>第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。</p> <p>（第10条より移設）</p> <p>（招集者及び議長）</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 （条文省略）</p> <p>（招集地）</p> <p>第13条 株主総会は、東京都区内において招集する。</p>	<p>3 当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>（株式取扱規則）</p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>（第14条に移設）</p> <p>（招 集）</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時招集する。</p> <p>（基準日）</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>（招集者及び議長）</p> <p>第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によつて取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2 （現行どおり）</p> <p>（開催場所）</p> <p>第16条 株主総会は、東京都区内で開催する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
(決議の方法) <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 商法第343条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法) <u>第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>会社法第309条第2項に定める決議及び他の法令において同条の決議方法が準用される決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
(議決権の代理行使) <p>第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。</p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) <u>第19条 株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名でなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</p>
第16条～第18条(条文省略)	第20条～第22条(現行どおり)
(選任の方法) <p>第19条(条文省略)</p> <p>2 取締役選任の決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 取締役選任の決議は、累積投票によらない。</p>	<p>(選任の方法) <u>第23条(現行どおり)</u></p> <p>2 <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期) 第20条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。	(任期) 第24条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2 増員又は補欠のために選任された取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	2 増員又は補欠のために選任された取締役の任期は、前項の定めにかかわらず、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
(代表取締役及び役付取締役) 第21条 当会社は、取締役会の決議により代表取締役を定める。	(代表取締役及び役付取締役) 第25条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第22条～第23条(条文省略)	第26条～第27条(現行どおり)
(決議の方法) 第24条 (条文省略) (新設)	(決議の方法) 第28条 (現行どおり) 2 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
第25条 (条文省略)	第29条 (現行どおり)
(報酬) 第26条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(報酬) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
(相談役) 第27条 当会社は、取締役会の決議により相談役若干名を置くことができる。 2 (条文省略)	(相談役) 第31条 当会社は、取締役会の決議によつて相談役若干名を置くことができる。 2 (現行どおり)
第28条 (条文省略)	第32条 (現行どおり)
(選任の方法) 第29条(条文省略)	(選任の方法) 第33条(現行どおり) 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

現 行 定 款	変 更 案
(任 期) 第30条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 補欠のために選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	(任 期) 第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠のために選任された監査役の任期は、前項の定めにかかわらず、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第31条 当会社は、監査役の互選により常勤の監査役を定める。	(第37条に移設)
第32条～第33条(条文省略)	第35条～第36条(現行どおり)
(第31条から移設)	(常勤監査役) 第37条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
第34条(条文省略)	第38条(現行どおり)
(報 酬) 第35条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議により定める。	(報 酬) 第39条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(社外監査役との責任限定契約) 第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項に基づく賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。
(営業年度及び決算期) 第36条 当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、営業年度の末日を決算期とする。	(事業年度) 第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日の1年とする。
(利益配当金) 第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して支払う。	(剰余金の配当の基準日) 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
(中間配当) 第38条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対して、中間配当(商法第293条ノ5に定める金額の分配をいう。)を行うことができる。	(中間配当) 第43条 当会社は、取締役会の決議によつて、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

現 行 定 款	変 更 案
(除斥期間) 第39条 利益配当金及び中間配当金は、支 払開始の日から満3年を経過しても受領 されないときは、当会社はその支払の義 務を免れるものとする。	(除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、そ の支払開始の日から満3年を経過しても 受領されないときは、当会社はその支払 の義務を免れるものとする。

3. 変更予定日

平成18年6月29日（木）開催予定の当社第60回定時株主総会において、議案として付議し、ご承認が得られることを条件に同日付で効力が発生します。

以 上